

宇部SDGs推進センター有償ボランティア（サポーター）制度実施要領

（目的）

第1条 この要領による制度実施は、宇部SDGs推進センター（以下、「センター」という。）の運営にあたり、多様な主体の参画を促し、協働による運営を図ることにより、SDGsへの理解を一層深めるとともに、達成に向けた主体的、積極的な行動の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領による有償ボランティア（以下、「サポーター」という。）とは、前条の規定に基づき、センターの運営の支援活動にあたり、謝礼のあるボランティアをいう。

（サポーター対象者）

第3条 サポーターの対象者は、満16歳以上の宇部SDGsフレンズの会員で、第1条の目的を理解し、センターの運営を支援しようとするボランティア精神のある者とする。

（登録方法等）

第4条 登録方法等は、次のとおりとする。

- (1) サポーターに登録しようとする者は登録申請書（様式第1号）に記入の上、センターに提出する。
- (2) センターは、内容を審査し、適当と認められる場合は、サポーターとして登録する。
- (3) 登録期間は、登録の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに申し出がない場合は自動的に更新するものとする。
- (4) 登録申請書の記載事項に変更がある場合は、すみやかにセンターに書面等により届けるものとする。

（活動内容）

第5条 サポーターは、次に掲げるセンター運営の支援活動を行う。

- (1) 各種セミナーやイベントの企画、準備、開催またはその補助
- (2) チラシ、ポスター等の作成、配布等啓発及びPR活動またはその補助
- (3) その他、必要と認められるセンター業務またはその補助

（活動依頼等）

第6条 サポーターに対する依頼等の手順は、次のとおりとする。

- (1) センターは、支援を必要とする活動を実施する時に、必要とするサポーターの人数を算出し、登録者に協力を依頼する。
- (2) 協力が可能なサポーターは、センターに連絡する。
- (3) サポーターが必要人数以上になった場合は、センターで人数を調整する。
- (4) センターは、当該サポーターに活動内容や活動場所等詳細について連絡する。

(謝礼)

第7条 第2条に定める謝礼の金額は、1人1日当たり2,000円(交通費等実費相当分)とする。

(登録の取り消し)

第8条 サポーターが次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) サポーターから登録辞退の申し出があったとき
- (2) 第3条に規定する要件に該当しないことが明らかになったとき
- (3) センターの信用を傷つけ、又は不名誉となる行為を行った場合
- (4) その他公序良俗に反する行為を行ったと認められる場合

2 前項第1号により、登録を辞退しようとするサポーターは、その旨を書面等によりセンターに届け出るものとする。

(障害保険への加入等)

第9条 サポーターは、万一の事故に備えて、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行うボランティア活動保険に加入するものとし、その保険料はセンターが負担する。

2 サポーターが事故等により当該活動中に受けた損害の補償の範囲は、前項に規定する保険から支払われる金額を限度とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、制度実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、2019年6月12日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

宇部SDGs推進センターサポーター登録申請書

令和 年 月 日

宇部SDGs推進センター長 様

住所
氏名 印

私は、宇部SDGs推進センター有償ボランティア（サポーター）制度実施要領に基づき、サポーター登録を希望するとともに次の事項について誓約します。

- 1 サポーター活動中は、センター職員の指示に従い、誠実に活動します。
- 2 活動に際して知り得た個人情報その他の秘密については、活動中又はその後に関わらず、これを第三者に漏らしません。
- 3 活動上の怠慢、故意または過失によってセンターに損害を与えた場合、責任をもって解決にあたります。

以上

【登録希望者の情報】

ふりがな 氏名	生年月日 昭和 平成 年 月 日 (満 才)
住所 〒 県 市	
連絡先携帯 — —	自宅 () —
メールアドレス @	職業等